

重要事項説明書

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

令和7年9月1日現在

1 事業者の概要

事業者名称	医療法人 福泉会
代表者氏名	理事長 靱 浩康
法令遵守責任者	院長 辻 哲雄
所在地	福井県福井市天菅生町7字一ノ久保68番1
電話番号	0776-59-1311

2 事業所の概要

事業所名称	福井温泉病院
介護保険指定番号	1810120178
管理者氏名	院長 辻 哲雄
所在地	福井県福井市天菅生町7字一ノ久保68番1
電話番号	0776-59-1311
通常の実施地域	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ご利用者に対し、適正な訪問リハビリサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1、ご利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご利用者の居宅において、リハビリテーションを行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復を図る。 2、サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、祝日、夏季休暇、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
営業時間	9：00～17：00（金曜日は9：00～12：00）

5 事業所の職員体制

管理者（1人）、医師（1人）、理学療法士（1人以上）

6 利用料

下記の利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金等も自動的に改定されます。また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えて額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(1) 訪問リハビリテーションの利用料

【基本部分】

サービス提供区分	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問リハビリテーション	308	3,132円	314円	627円	940円	1回につき

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス提供区分	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	180	1,830円	183円	366円	549円	1月につき
リハビリテーション計画に係る診療未実施減算	△50	△508円	△51円	△102円	△153円	1回につき
サービス提供体制加算（I）	6	61円	7円	13円	19円	1回につき

※ リハビリテーションマネジメント加算

医師、理学療法士等と協働して、継続的にリハビリテーションの質を管理したことを評価し算定。

(1) 介護予防訪問リハビリテーションの利用料

【基本部分】

サービス提供区分	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
介護予防 訪問リハビリテーション	298	3,030円	303円	606円	909円	1回につき

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

サービス提供区分	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
利用開始月から12か月超	△30	305円	△31円	△61円	△92円	1回につき
リハビリテーション計画に係る診療未実施減算	△50	△508円	△51円	△102円	△153円	1回につき
サービス提供体制加算（Ⅰ）	6	61円	7円	13円	19円	1回につき

7 費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>2 上記に係る請求書は、利用月の翌月10日までに利用者あてに郵送いたします。</p>
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の22日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者指定口座からの自動振替（別途手数料） ・事業者指定口座への振り込み（別途手数料） ・現金支払い <p>2 お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの利用にあたっての留意事項

従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (5) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を 院長 辻哲雄 とします。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 秘密の保持と個人情報保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">1 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none">1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。2 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1.1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1.2 心身の状況の把握

通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.3 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護（介護予防）支援事業者に送付します。

1.4 サービス提供等の記録

- (1) 訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は**完了の日から**5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.5 業務継続計画の策定等について

- (1) **感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。**
- (2) **従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。**
- (3) **定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。**

1.6 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1 関係者に事実確認を行います。
 - 2 調査結果をもとに協議のうえ必要な改善を行います。
 - 3 ご利用者・ご家族に説明を行い、必要により市町村・関連機関に連絡を行います。

サービスに関するご利用者・ご家族からの苦情に関して、国保連合会の調査に協力するととも

に、国保連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。
 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの
 質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村から指導又は助言を
 得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	電話番号 0776-59-1311（代表） 受付時間 午前9時～午後5時 担当者 リハビリテーション部 寺下智章
福井市役所 介護保険課	所在地 福井市大手3丁目10-1 電話番号 0776-20-5715
あわら市役所 健康長寿課	所在地 あわら市市姫3丁目1-1 電話番号 0776-73-8023
坂井市役所 高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄1-1 電話番号 0776-50-3040
坂井地区広域連合 介護保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫40-15 電話番号 0776-72-3305
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4-202-1 福井県自治会館4階 電話番号 0776-57-1614

当事業所は、(介護予防)居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者・ご家族又は後見人に対し本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 福井県福井市天菅生町7字一ノ久保68番1

法人名 医療法人 福泉会

代表者 理事長 靱 浩康

事業所 福井温泉病院

説明者 _____

私は、事業者より(介護予防)居宅介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

サービス提供予定日	曜日 時 分 ~ 時 分頃まで
-----------	-----------------